

# 植物防疫所

# 病害虫情報

No.109  
2016・7・15

## 指定有害動植物の見直しについて

農林水産省消費・安全局植物防疫課

### ■はじめに

農作物に被害を与えるウンカ類やハスモンヨトウ等の病害虫は、毎年中国大陸から飛来したり、季節の移り変わりとともに県境を越えて国内の広域に移動するなどにより、甚大な農業被害をもたらすことがある。そのような被害を防止するため、国内への飛来時期を調査し、もしくは国内における病害虫の発生状況を正確に把握し、気象条件や植物の生育状況等を分析して、その後の発生状況や被害状況を予測し、適時適切な防除を実施することが重要である。このため、国は、植物防疫法（以下「法」という。）に基づき、農林水産大臣が定める指定有害動植物を対象として、各都道府県の協力により、その発生状況などを調査し、発生予測や防除対策に関する情報を関係機関や農業者などに提供する発生予察事業を実施している。本稿では、今般実施した指定有害動植物の見直しについて、リスク評価の方法などを紹介する。

### ■発生予察事業とは

発生予察事業は、病害虫の発生状況などについて、都道府県間の比較ができるよう、全国一律な調査実施基準の下で実施されており、2015年度は、85種類の指定有害動植物を対象として、47都道府県の9,742地点で調査が実施された。都道府県病害虫防除所は、病害虫の発生状況、作物の生育状況等の調査結果を基に、気象の状況なども踏まえて、自県内の発生予察を行っており、年5～15回の予報のほか、必要に応じて注意報、警報、特殊報等を発表している。国は、各都道府県病害虫防除所から調査結果の報告を受け、全国的な病害虫の発生の多寡を分析し、年に10回病害虫発生予報を発表している。都道府県が発表する予報、注意報、警報および特殊報は、県内の普及指導センター、農協等の関係機関の防除指導者や農業者などに届けられ、産地における適期防除に活用されている。また、国が発表する予報は、全国的な病害虫の発生状況を踏まえた防除対策に役立てられている。農業者は、国および都道府県が発

表する発生予察情報を参考に、自らの圃場での発生状況などを確認し、状況に応じた防除方法を選択して適期防除に努めている。

### ■指定有害動植物の見直しの経緯

近年、気候の変動、栽培体系や防除体系の変化、病害虫の薬剤抵抗性の発達、ウイルスを媒介する害虫の多発等の影響により、病害虫の発生状況に変化が生じ、これまで指定有害動植物ではなかった病害虫による農作物の被害が問題化している。具体的には、①同一系統の農薬を連続使用する傾向が強まり、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類等の微小害虫の薬剤抵抗性が発達したことによる野菜類の被害、②ヒメトビウンカが媒介するイネ縞葉枯病ウイルスによる水稻の枯死や不稔等の被害、③従来、四国・九州を中心に分布していたミナミアオカゲムシが関東南部でも発見されるようになるなど、病害虫の分布地域の拡大による水稻、大豆、野菜、果樹等の被害などが顕在化している。このような状況を受け、産地における病害虫の発生状況や農作物の被害状況に詳しい都道府県病害虫防除所等の意見を踏まえつつ、客観的なデータに基づくリスク評価を実施し、指定有害動植物の見直しを行うこととし、平成28年4月1日付で植物防疫法施行規則（以下「省令」という。）を改正した。なお、指定有害動植物の見直しは、平成12年4月1日以来16年振りとなった（表参照）。

表 指定有害動植物の見直しの沿革

年次	指定有害動植物数	内容
昭和26(1951)年 植物防疫法改正	-	国は指定有害動植物に対して発生予察を行い、都道府県はこれに協力する
昭和27(1952)年	11種類	いねいもち病、いねじらはがれ病、いねうんか類等を指定
昭和40(1965)年	25種類	いねの病害虫、果樹の病害虫を追加
昭和47(1972)年	27種類	害虫2種を追加
昭和55(1980)年	41種類	野菜類の病害虫を追加
平成10(1998)年	42種類	キクの病害を追加
平成12(2000)年	85種類	指定有害動植物の全面見直し
平成28(2016)年 内訳	111種類	指定有害動植物の全面見直し
	有害動物(害虫) 62種類 (注)類も種類としてカウント	
	有害植物(病菌) 49種類	

## ■指定有害動植物の考え方

法第22条において、発生予察事業の対象となる「指定有害動植物」について、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義されている。見直しにあたり、この定義に基づき、以下の指標を用いて指定有害動植物の考え方を整理した。

### 1 国内における分布が局地的でないもの

- (1) 発生状況の報告がある都道府県数
- (2) 全国の発生面積率・被害面積率

### 2 急激にまん延するもの

- (1) 増殖度（気象条件などによる増殖速度）
- (2) 拡散性（[害虫] 長距離移動性、[病菌] 孢子、風雨、種子等による伝搬性）

### 3 農作物に重大な損害を与える傾向があるもの

- (1) 加害度（減収または品質の低下を及ぼす程度）
- (2) 防除の困難性
- (3) 農業者および関係機関からの発生予察情報の注目度
- (4) 国の施策上重要な農作物への被害の有無

## ■評価方法

上記の考え方を踏まえ、次の評価方法により新たな指定有害動植物を選抜した。評価方法及び評価結果の詳細については、農林水産省ホームページ（※）に掲載している。

### 1. 都道府県による評価

国内における分布が局地的でなく、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、今後、指定有害動植物とすべき病害虫について、各都道府県は、作物と病害虫の組合せ100種類を選定するとともに、6つの項目（①発生頻度、②発生量、③発生地域、④経済的被害、⑤防除回数、⑥予察の重要度）について評価を実施した（重要度の高いものを5点として、以下1点まで点数を付した）。

### 2. 農林水産省による評価

- (1) 1次選抜（指定有害動植物の候補の選定）
 

農林水産省は、都道府県の評価報告を取りまとめ、

  - 1) 評価点の合計が300点以上
  - 2) 各作物の上位3種類
  - 3) 国としての重要性が高い病害虫（例オオタバガ、ばか苗病、キウイフルーツかいよう病、現行の指定有害動植物等）を選抜。
- (2) 2次選抜（リスク評価の実施）
  - (1)で選抜した病害虫について、リスク評価を実施し、新たな指定有害動植物を選抜。

1. および2. の(1)（都道府県による評価および農

林水産省による1次選抜）の結果、作物と病害虫の組合せで201種類の作物と病害虫の組合せを選抜し、指定有害動植物の候補とした。候補としたそれぞれの作物と病害虫の組合せについて、上記の指定有害動植物の考え方に基づいた3つの項目からなるリスク評価を行い、108種類を新たな指定有害動植物として選抜した。

<主要な見直しの例と種数>

**【追加（39種類）】**いねの縞葉枯病ウイルス、いねのばか苗病菌、オオタバコガ（作物未指定）、トマトのコナジラミ類、ネギのアザミウマ類、キウイフルーツのかいよう病、さとうきびのメイチュウ類、てん菜の西部萎黄病ウイルス 等

**【削除（16種類）】**さといも及びにんじんのアブラムシ類、すもものシンクイムシ類、かんきつのハマキムシ類 等

さらに、2015年11月2日、指定有害動植物のリスク評価方法および評価結果並びにその結果に基づく見直し案について検討するため、病害虫防除の専門家や一般消費者団体等の有識者が参加する指定有害動植物の見直し検討会が開催された。検討会において委員からは、上述の108種について妥当であるとの了解が得られるとともに、それら以外にも追加でリスク評価を実施すべき種があるとの意見があつた。このため、意見のあった病害虫について追加のリスク評価を実施した結果、リンゴ黒星病、イネこうじ病、イネもみ枯細菌病の3種を指定有害動植物に追加することとし、最終的な指定有害動植物数は111種類となった。

指定有害動植物は、省令第40条に規定されており、2016年度から新たな指定有害動植物を対象として発生予察事業を実施するため、パブリックコメントなどの手続きを経て、平成28年4月1日付けで省令の一部改正を行った。改正後の指定有害動植物は、農林水産省ホームページ（※）に掲載している。

## ■今後の見直し方針

指定有害動植物については、国が責任を持ってその発生状況を把握する必要があることから、都道府県病害虫防除所と協力して調査を行い、発生予察情報などの提供を通じて適期かつ的確な防除指導を行うことにより、農作物の安定生産および品質の向上を図らなければならない。前述のとおり病害虫による農作物の被害は、気候の変動、栽培体系や防除体系の変化等の影響により変化することから、その変化に迅速に対応するため、今後は5年を目途に指定有害動植物の見直しを検討することとしている。

\*農林水産省ホームページ（病害虫防除に関する情報）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>